

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

【洪水：ハザードマップ】

当市のハザードマップによると、釣川、八並川、山田川が、想定しうる最大規模の降雨（釣川流域の6時間の総雨量543mm）に伴う洪水により氾濫した場合、最大で10m未満の浸水被害が予想されている。また、樽見川、吉田川、阿久住川、四十里川、横山川、大井川、朝町川、高瀬川が、想定しうる最大規模の降雨（釣川流域の24時間の総雨量992mm）に伴う洪水により氾濫した場合、最大で10m未満の浸水被害が予想されている。

【土砂災害：ハザードマップ】

当市のハザードマップによると、ため池や小山がいくつもあり、土砂災害特別警戒区域に指定されているところが点在している。

【地震：気象庁震度データベース、J-SIS】

気象庁震度データベースによると、統計データがある中でこれまで震度5弱以上を観測したのは、平成17年の福岡県西方沖地震の1回のみとなっておりこれまで発生回数は少ない。しかしながら、地震ハザードステーションの防災地図によると、西山断層が通っているところがあり、今後30年間で震度5弱以上の地震が80%以上の確率で発生すると予想されている。そのため、発生した場合、当市の西側にあるJR東郷駅周辺店舗及び国道3号線に並ぶ店舗に影響があると予想される。

【その他】

近年では、令和6年7月に発生した豪雨により、家屋被害（3棟床下浸水）、道路冠水の被害が確認されている。

【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 2,146 社
- ・ 小規模事業者数 1,599 社

【内訳】 令和3年経済センサス調査より

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
建設業	336	253	市内に広く分散している
製造業	100	75	市街地に広く分散している
卸売業	95	71	市内に広く分散している
小売業	580	436	市内に広く分散している
飲食店・宿泊業	334	251	飲食店：市内に広く分散している 宿泊業：海沿い近くに多く分散している
サービス業	651	490	市内に広く分散している
その他	50	23	市内に広く分散している
計	2,146	1,599	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

	取組内容	備考
1	宗像市地域防災計画を策定 (令和7年5月改正)	本計画に基づき、防災訓練の実施、防災備品の備蓄等を行っている。
2	宗像市防災マップを作成 (令和6年作成版)を作成	市内に全戸配布し、市民向けに災害情報や防災知識の情報提供を実施している。
3	事業継続力強化セミナー (商工会・宗像市主催)	令和4年11月11日(金)事業継続力強化計画セミナーを開催(講師：藪田恭久氏)
4	事業継続力強化セミナー (商工会・宗像市主催)	令和5年10月27日(金)事業継続力強化計画セミナーを開催(講師：重村和博氏)
5	宗像市新型インフルエンザ等 対策行動計画を策定 (平成26年5月策定)	地域住民に対するワクチンの接種、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援等に関し、国が示す基本的対処方針に基づき対策を実施

2) 当会の取組

	取組内容	備考
1	保険のリスク予防診断支援事業	災害予防対策タスクチーム(県連合会、提携保険会社、BCP策定専門家、当会)による施策周知とBCP計画策定の個別支援を実施。 (令和6年度：18回実施 30事業所参加)
2	事業継続計画(BCP)策定支援実施	令和6年度：11件認定
3	事業継続力強化計画に係る説明会	宗像市内事業所に説明会案内 (令和6年度：7事業所参加)

II 課題

宗像市地域防災計画には、当会は、公共的団体・防災上重要な施設の管理者の一つとして、災害応急対策として、3つの事務又は業務の大綱を担うことになっている。

- ① 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力
- ② 災害時における物価安定の協力
- ③ 救助物資、復旧資材の確保の協力、斡旋

しかしながら、当会内で災害応急対策を実施する体制や要領が整備されておらず、緊急時の対応を推進するノウハウや保険や共済に対する助言を行える商工会経営指導員等職員が不足しているなど、人材も十分とは言えない状況である。

また、当市は事業所の被災状況を入手する具体的な方法がなく、当会においても市内全域の被災情報を把握することは困難である。緊急時、発災後に当市と当会で被災状況の把握及び報告システムが構築されていないなどの問題がある。

更には、小規模事業者においては、事業者 BCP 計画を作成している事業者は少なく、自然災害に対する防災意識が乏しい状況が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当市と当会との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・小規模事業者が災害リスクに対応するため、小規模事業者向けの BCP 研修会及び事業者 BCP 計画の普及。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・ 令和7年5月に策定した「宗像市地域防災計画本計画」と平成26年5月に策定した「宗像市新型インフルエンザ等対策行動計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災保障等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、facebook等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 令和3年6月に事業継続計画を作成。（詳細は、別添参照）

3) 関係団体との連携

- ・ 福岡県商工会連合会、福岡県火災共済協同組合、東京海上日動火災保険株式会社福岡支店と情報交換・協力し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険、生命保険の紹介、BCP策定支援等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・ 当会と当市の実務担当者が随時連絡調整を行い、支援状況の共有化に努める。
- ・ 宗像市及び当会との定期的な会議時に、取組状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（洪水、土砂災害、地震等）が発生したと仮定し、宗像市との連携ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 2 時間以内に職員の安否報告を行う。（LINE 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、宗像市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。（豪雨における例）

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身のみがまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、即座に情報収集が可能な場合には把握でき次第、情報収集に時間を有する場合には 3 日以内を目安に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等

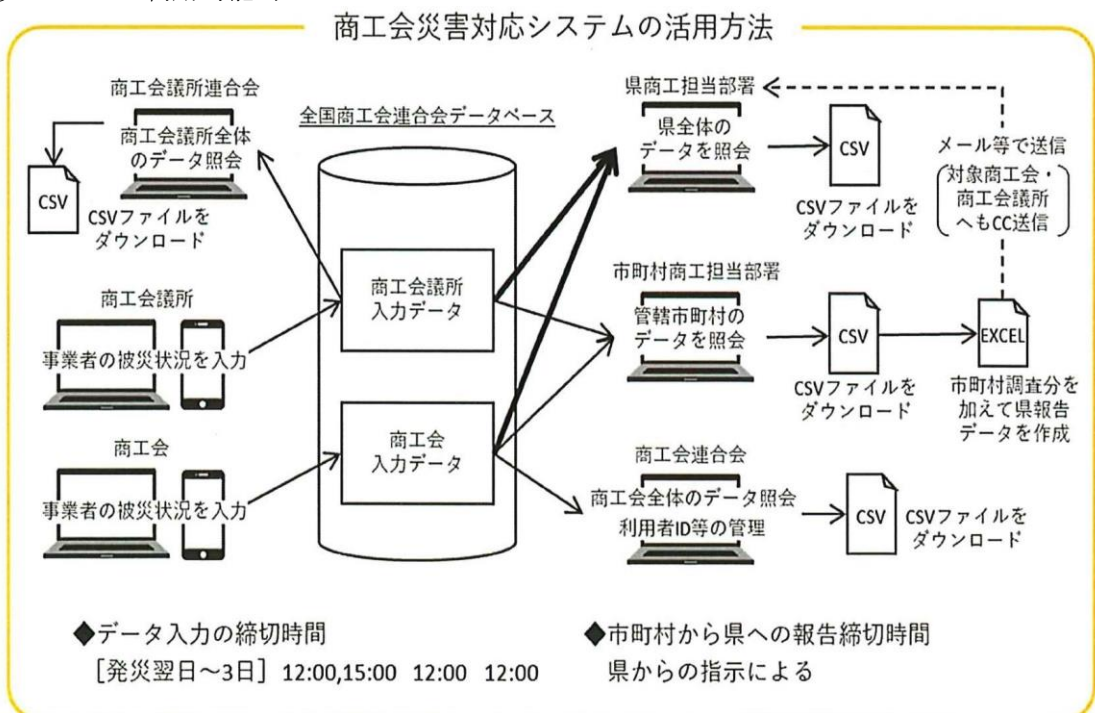
発災後～1 週間	1 日に 3 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する

- ・当市で取りまとめた「宗像市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における連絡体制>

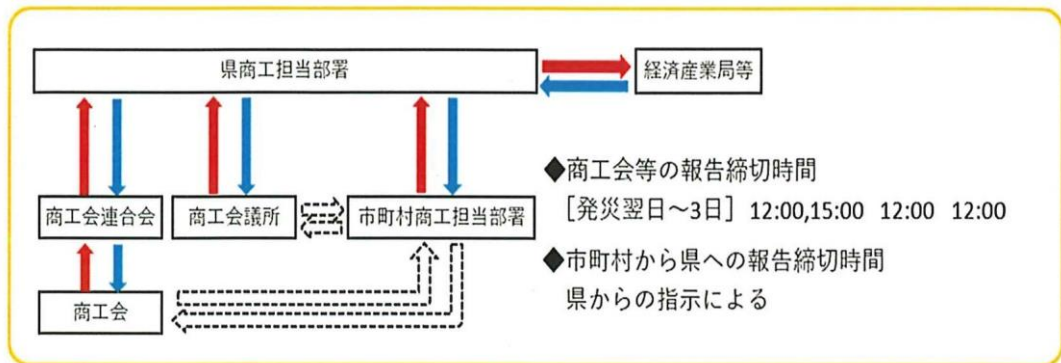
- ・自然災害等発生時に、市内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次災害を防ぐため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、予め確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当市より県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を福岡県の指定する方法にて当会又は当市より福岡県へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、当市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたは FAX 等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の 12:00 と 15:00、2 日目の 12:00、3 日目の 12:00 とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当市は県からの指示により報告する。

① システム利用可能時



② システム不具合発生時

- ・下記の流れで情報共有又は報告を行う。



- ・また、当会は被害状況を 9. 様式集に規定する様式 I に記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I
福岡県中小企業振興経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keishien@pref.fukuoka.lg.jp）】

令和○年○月○日の大雨による商工被害状況 提出日：令和○年○月○日

団体名：
記入担当者：

記入 市	被害箇所				被害状況		区分 (修理・廃止の別)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容（建物、備品、原材料、機械の被害など、内容も範囲でも詳細に記述してください）	
	○○市○○町○○	—	○○製材所	製造業	約10万円	工場内が浸水。旋盤機2台が利用できない状況。	<small> 第一→計画的に修められた修理 第二→計画的に修められなかった修理 第三→計画的に修められなかった修理 第四→計画的に修められなかった修理 </small>
	△△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約140万円	店舗前の電柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。	
1							
2							
3							

※前日までにご報告いただいた箇所は削除せずに、被害情報を追記してください。 ※用語が足りない場合はコピーしてご利用ください。
※既に別報告を預けている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて報告をお願いします。

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、宗像市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・市内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、市内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

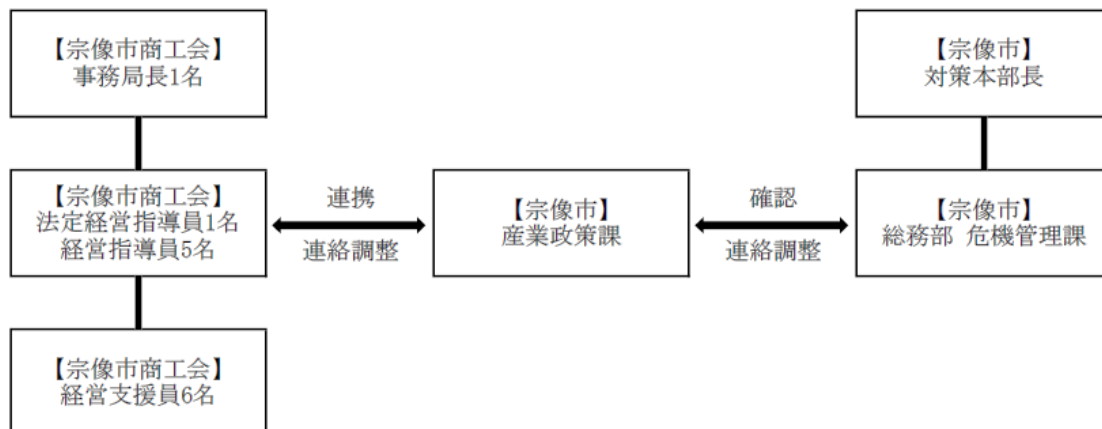
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年8月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

第2課 課長 経営指導員 杉原 慎太郎 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

宗像市商工会

〒811-3436 福岡県宗像市東郷1丁目3-10

TEL:0940-36-2268 / FAX:0940-36-7822

E-mail:munakata@shokokai.ne.jp

②関係市町村

宗像市 産業振興部 産業政策課

〒811-3492 福岡県宗像市東郷1丁目1-1

TEL:0940-36-0037 / FAX:0940-36-0320

E-mail:sangyouseisaku@city.munakata.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
・セミナー講師謝金	50	50	50	50	50
・セミナー案内発送費	300	300	300	300	300
・セミナーチラシ作製費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、宗像市補助金、福岡県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名		
<ul style="list-style-type: none"> ・東京海上日動火災保険株式会社 福岡支店 支店長：山本祐士 所在地：福岡市博多区綱場町 3-3 電話番号：092-281-8344 ・福岡県火災共済協同組合 理事長：花田 稔之 所在地：福岡市博多区吉塚本町 9 番 15 号 福岡県中小企業振興センタービル 8F 電話番号：092-622-8071 		
連携して実施する事業の内容		
<p>①事業継続力強化計画等セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京海上日動火災保険株式会社と連携、講師として専門家を派遣して、セミナーを実施。 内容：BCP 整備の必要性、BCP とは、習熟度に応じた BCP ポイント、BCP の好事例等 <p>②災害リスクの周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県火災共済協同組合に巡回同行して、災害リスク及び災害保険見直しのサポートを実施。 ・東京海上日動火災保険株式会社と連携、ハザードマップ WEB アプリによる災害リスクの周知と診断。 		
連携して事業を実施する者の役割		
<ul style="list-style-type: none"> ・東京海上日動火災保険株式会社 福岡支店 支店長：山本祐士 所在地：福岡市博多区綱場町 3-3 電話番号：092-281-8344 ・福岡県火災共済協同組合 理事長：花田 稔之 所在地：福岡市博多区吉塚本町 9 番 15 号 福岡県中小企業振興センタービル 8F 電話番号：092-622-8071 		
	東京海上日動火災保険株式会社	福岡県火災共済協同組合
①事業継続力強化計画等セミナー	○	
②災害リスクの周知	○	○
連携して事業を実施する効果	セミナー講師派遣、WEB アプリ、BCP 計画策定の活用、巡回同行により、専門的かつ効果的な情報提供や診断が可能。	災害リスク診断を行う際、巡回同行により、専門的かつ効果的な診断が可能。

連携体制図等

